

高津区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高津区において「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の基本理念である「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場所で、安心して暮し続けることができる地域の実現」を目指し、「高津区地域包括ケアシステム推進本部」(以下「区推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 区推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区域における地域包括ケアシステムに係る施策に関すること。
- (2) 区域における地域包括ケアシステムに係る連携および調整に関すること。
- (3) 区域における地域支援の単位となる地区エリアに関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 区推進本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、別表にない担当部長について本部長が必要と認める場合は本部員とすることができる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、区推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に不都合のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 区推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部員が会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 本部長は、必要と認める場合に関係者の出席を求めることができる。

(プロジェクト)

第6条 区推進本部に、必要な事項を調査および協議するため、プロジェクトを設置することができる。

(庶務)

第7条 区推進本部およびプロジェクトの事務を行うため、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

まちづくり推進部担当部長
区民サービス部長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
道路公園センター所長
まちづくり推進部 総務課長
まちづくり推進部 企画課長